

# 学校いじめ防止基本方針

令和4年4月

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。また、いじめはどこの学校でも、どの児童にも起こりうるものであり、決して許されない行為である。

いじめ防止等について、全職員が一体となり、全力で取り組んでいくために、『五所川原市立市浦小学校「学校いじめ防止基本方針」』を策定する。

## 第1 いじめの定義

いじめとは、当該児童に対して、当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（けんかやふざけあい、インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。起こった場所は、学校の内外を問わない。

## 第2 いじめ防止に向けた学校の方針

**いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない**

いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるという認識のもと、すべての児童が安心して学習や活動に取り組むことができる、いじめのない学校の実現のために日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。とりわけ、児童の尊い命が失われることは、決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。

- (1) いじめに関する児童の理解を深め、いじめを生まない・許さない態度を養う。
- (2) いじめられた児童が安心して学校生活を送ることができるよう組織的に守る。
- (3) 情報の共有化や共通認識による指導の徹底を基盤に、学校が一丸となって組織的に取り組む。
- (4) 保護者・地域住民・関係機関と連携して取り組む。

## 第3 学校における取組

### 1 組織等の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、本校職員等によって組織される次の委員会を設置する。【別表1】

## (1) いじめ防止対策委員会

- ① 目的
  - ・いじめの未然防止、早期発見に関する対策の検討
- ② 構成員
  - ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、
- ③ 活動内容
  - ・いじめの相談、通報の窓口となること
  - ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
  - ・いじめの防止に関すること
  - ・基本方針の点検及び見直し
  - ・いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集、記録等
- ④ 開催
  - ・定例職員会議後に定例会をもつ。

## (2) 緊急いじめ対策委員会

- ① 目的
  - いじめ事案が下記に該当する場合に組織し、その対応に当たる。
  - ・いじめ事案がいじめを受けた児童の心身に影響を及ぼすと判断した場合
  - ・上記の他、いじめ事案が他機関との連携が必要と判断した場合
- ② 構成員
  - ・平常時メンバーの校長、教頭、教務主任、生徒指導主任に、学級担任及び養護教諭を加える。
- ③ 活動内容
  - ・いじめを受けた児童の心身に影響を及ぼす事案に対する対応
  - ・他機関との連携が必要ないじめ事案に対する対応
- ④ 実施
  - ・いじめ事案発生時に緊急招集する。

## 2 学校における具体的な取組

### (1) 未然防止のための取組

- ① 学校の努力目標の一つに「きまりを守り 相手を思いやる子」を掲げ、いじめを許さない態度を養うこと、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ② 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③ 児童の自発的な活動を支える委員会活動、及び児童会集会活動の充実を図る。
- ④ 自己有用感を高める体験的活動の充実を図る。
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめ防止のための啓発活動（情報モラル研修会等）を行う。
- ⑥ いじめ防止対策のための具体的な指導内容のプログラム化を図る。

## (2) 早期発見のための取組

### ① いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査、及び相談活動を次のとおり実施する。

- ・児童対象いじめアンケートを毎月行い、必要に応じて、学級担任による児童からの聞き取り調査を行う。
- ・全校児童対象に、スクールカウンセラーによる一人年1回の面談を計画的に実施する。

### ② いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・放課後を活用した学級担任との面談
- ・相談室として会議室の活用（S Cと保護者との面談も含む）
- ・保護者懇談、面談の実施

### ③ 教職員の資質向上

- ・いじめの防止等に関する研修を年間計画に位置付け、実施する。

### ④ いじめの適切な対処等のあり方についてマニュアルを定める。

（早期発見・事案対処のマニュアル【別表2・3】）

## (3) いじめに対する早期対応・措置

### ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

### ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

### ③ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられると認められるまでは、保護者と連携を図りながら一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。 また、いじめの解消には、「いじめに係る行為が3ヶ月以上やんでいること」、「いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされることが必要である。

### ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

### ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

## (4) 重大事案への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

### ① 具体的対処

ア 重大事態が発生した旨を、五所川原市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。【別表1】

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

② 情報管理、マスコミ対応等

ア 事実調査で得られた情報は外部に漏洩しないよう校長・教頭が適切に管理する。

イ マスコミへの対応は窓口を校長とし、教育委員会と連携して対応する。

(5) 評価及び見直しについて

① 次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

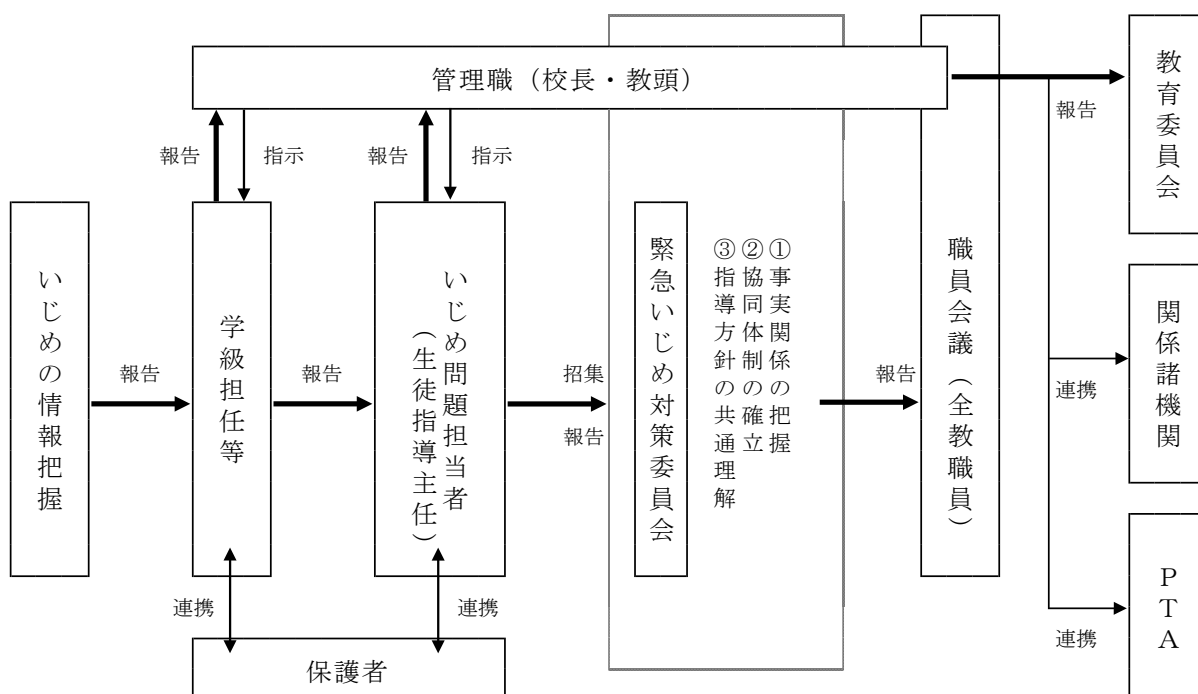
② 随時、基本方針を見直し、より実効性のあるものにしていく。

(6) 保護者、地域への情報発信と連携

① 年度最初の参観日を通じて、いじめ防止基本方針やいじめ防止の取組状況、学校評価結果等について説明する。

② 学校評議員の活用により、いじめの問題等、学校が抱える課題について共有し地域ぐるみで解決する仕組みを整える。

第4 いじめの報告体制



## 第5 いじめ防止プログラム（年間指導計画）

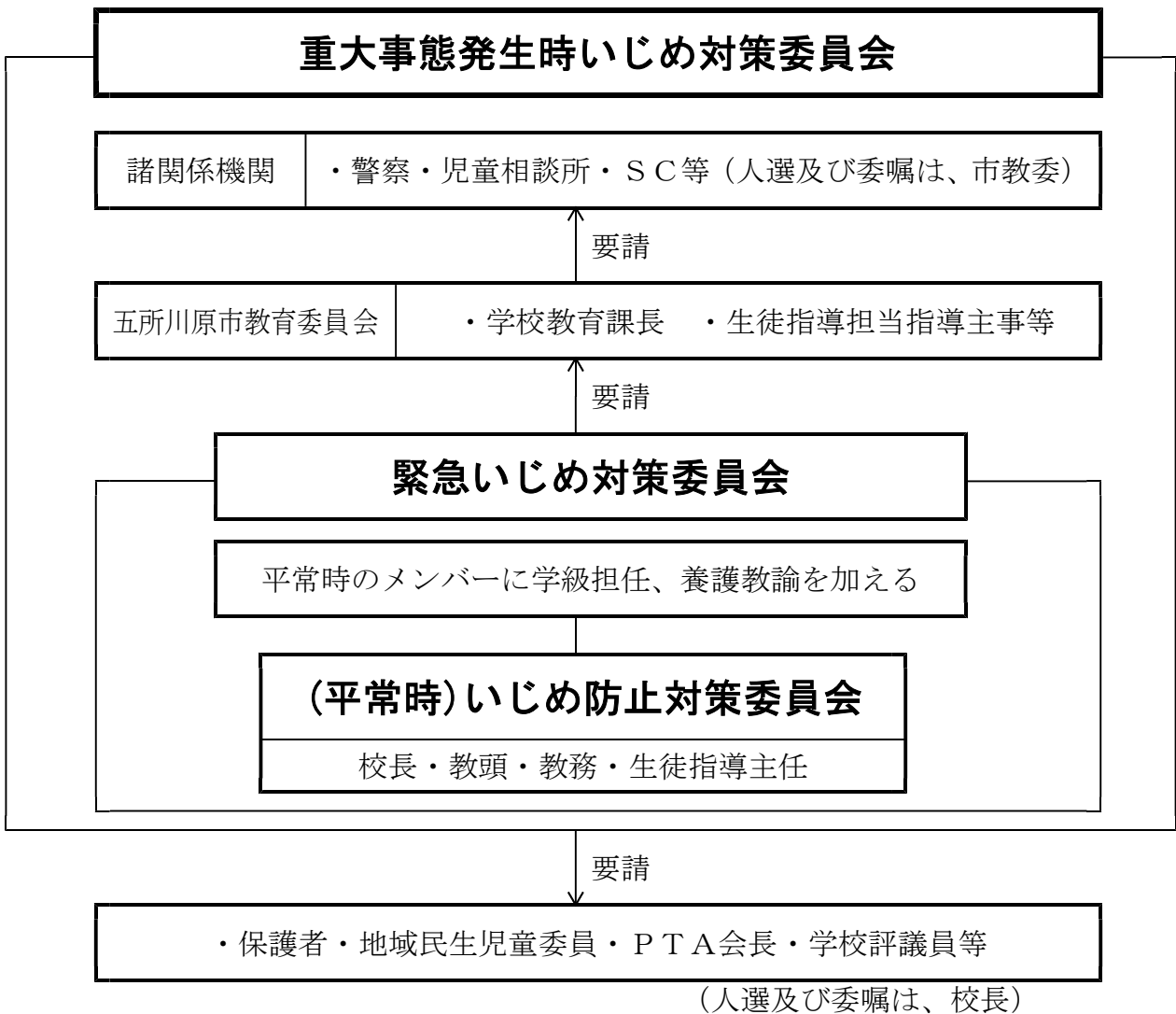
学期	月	いじめ防止等対策委員会(教職員の取り組み)	防止対策等(保護者・児童対象)
1 学期	4 月	○第1回いじめ防止対策委員会 ・いじめ防止基本方針についての検討 ・いじめ対策に関わる共通理解 ○第2回いじめ防止対策委員会 ・昨年度の観察児童の確認及び新年度の様子等	・学校のいじめ等問題行動に対する方針の保護者への説明 ・保護者面談 ・スタートカリキュラム（1年生） ・あいさつ強化週間 ・いじめアンケート調査（毎月実施）
	5 月	○第3回いじめ防止対策委員会 ・みんなの学級生活アンケート内容の検討 ・教育相談の取組内容の検討	・みんなの学校生活アンケートの実施 ・教育相談の実施
	6 月	○第4回いじめ防止対策委員会 ・教育相談後の情報交換	
	7 月	○夏季休業前の全体指導 ○第5回いじめ防止対策委員会 ・1学期取組の反省と2学期の検討	・七夕集会（運営委員会） ・保護者面談
2 学期	8 月	○支援を要する児童についての共通理解(職員会議)	・あいさつ強化週間
	9 月	○第6回いじめ防止対策委員会 ・夏季休業中の児童について	・健康教室（5年）
	10 月	○第7回いじめ防止対策委員会 ・教育相談の取組内容の検討	・みんなの学校生活アンケートの実施
	11 月	○第8回いじめ防止対策委員会 ・教育相談実施後の情報交換	・教育相談の実施
	12 月	○冬季休業前の全体指導 ○第9回いじめ防止対策委員会 ・2学期取組の反省と3学期の検討	
3 学期	1 月	○第10回いじめ防止対策委員会 ・冬季休業中の児童について	・あいさつ強化週間
	2 月	○第11回いじめ防止対策委員会 ・今年度の観察児童について ○市浦中学校との情報交換	・市浦中1日入学 ・節分集会（運営委員会）
	3 月	・学年末・学年始休業前の全体指導 ・本年度のまとめ ・来年度の課題検討・見直し	・卒業生を送る会

○上記以外に年間を通して行うもの

- ・観察児童の様子や他児童の情報交換（いじめ防止対策委員会・職員会議等）
- ・登校時のあいさつ運動への指導
- ・スクールカウンセラーによる児童への面談
- ・学級活動等の時間を活用してのインターネットの危険やモラルについての指導
- ・地域社会や集団の中で、様々な人々との触れ合いを通してのコミュニケーション能力の育成（シジミ学習、保小交流学習、小中合同「虫送り」練習等）
- ・規律正しい態度で主体的に参加できる授業づくりや集団づくり  
（学習の5つの約束、しゅうらっ子の約束等）

【別表 1】

## いじめ問題の対策組織



### 五所川原市における重大事態とは

- 1 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」に該当する場合
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な損害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患等を発症した場合
- 2 「相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑い」に該当する場合
- 3 2に準ずる事態で市教委及び学校が重大事態だと判断する場合
- 4 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

【別表2】

いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取り組み

1 学校全体での取り組み

			児童にかかわること	保護者にかかわること
①	いじめ未然防止に関すること		<ul style="list-style-type: none"> <li>○世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。(道徳・特活・総合)</li> <li>○学級活動等の時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。</li> <li>○いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許されないことを理解させるよう、人権教育と道徳教育の充実を図る。</li> <li>○正しい判断力(自己指導能力)を身に付けさせる。(道徳・特活・総合)</li> <li>○進んで奉仕体験活動に取り組ませる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。</li> <li>○携帯電話等やインターネットを使うルール作りを行う。</li> <li>○友達の気持ちを踏みにじったり傷つけたりすることの重大さを日頃から子供に伝える。</li> <li>○地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。</li> </ul>
②	いじめの早期発見に関すること		<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童が普段から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。</li> <li>○個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後等を利用したりして、児童から情報を収集する。</li> <li>○いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。</li> <li>○上履き、机、椅子、学用品、掲示物等にいたずらがあつたら直ぐに対応し、原因を明らかにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子供との会話をできるだけ多くする。</li> <li>○服装等の汚れや乱れに気を配る。</li> <li>○子供の持ち物に気を配り、無くなったり、増えたりしていないか観察する。</li> <li>○悩みは何でも親に相談できるように雰囲気、普段から作っておく。</li> </ul>
③	1	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。</li> <li>○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。</li> <li>○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○我が子を守り抜く姿勢を見せ、子供の話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。</li> <li>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめを止めさせる。</li> <li>○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。</li> <li>○カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</li> <li>○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くようにする。</li> <li>○被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。</li> </ul>

③ いじめの早期対応に関すること	2 暴力を伴わない場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。</li> <li>○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。</li> <li>○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○我が子を守り抜く姿勢を子供に見せるように伝える。</li> <li>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめを止めさせる。</li> <li>○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。</li> <li>○カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</li> <li>○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くようにする。</li> <li>○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。</li> </ul>
	3 行為が見えにくい場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。</li> <li>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての的確に把握し、迅速に初期対応をする。</li> <li>○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○我が子を守り抜く姿勢を子供に見せるように伝える。</li> <li>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめを止めさせる。</li> <li>○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</li> <li>○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くようにする。</li> </ul>
	直接関係ない者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○傍観することは、いじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。</li> <li>○友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめに気付いた時、傍観者とならず、助ける側の態度をとることができるような子供に育てる。</li> <li>○いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめの側や傍観者になってはならないという気持ちを育てるように伝える。</li> </ul>	

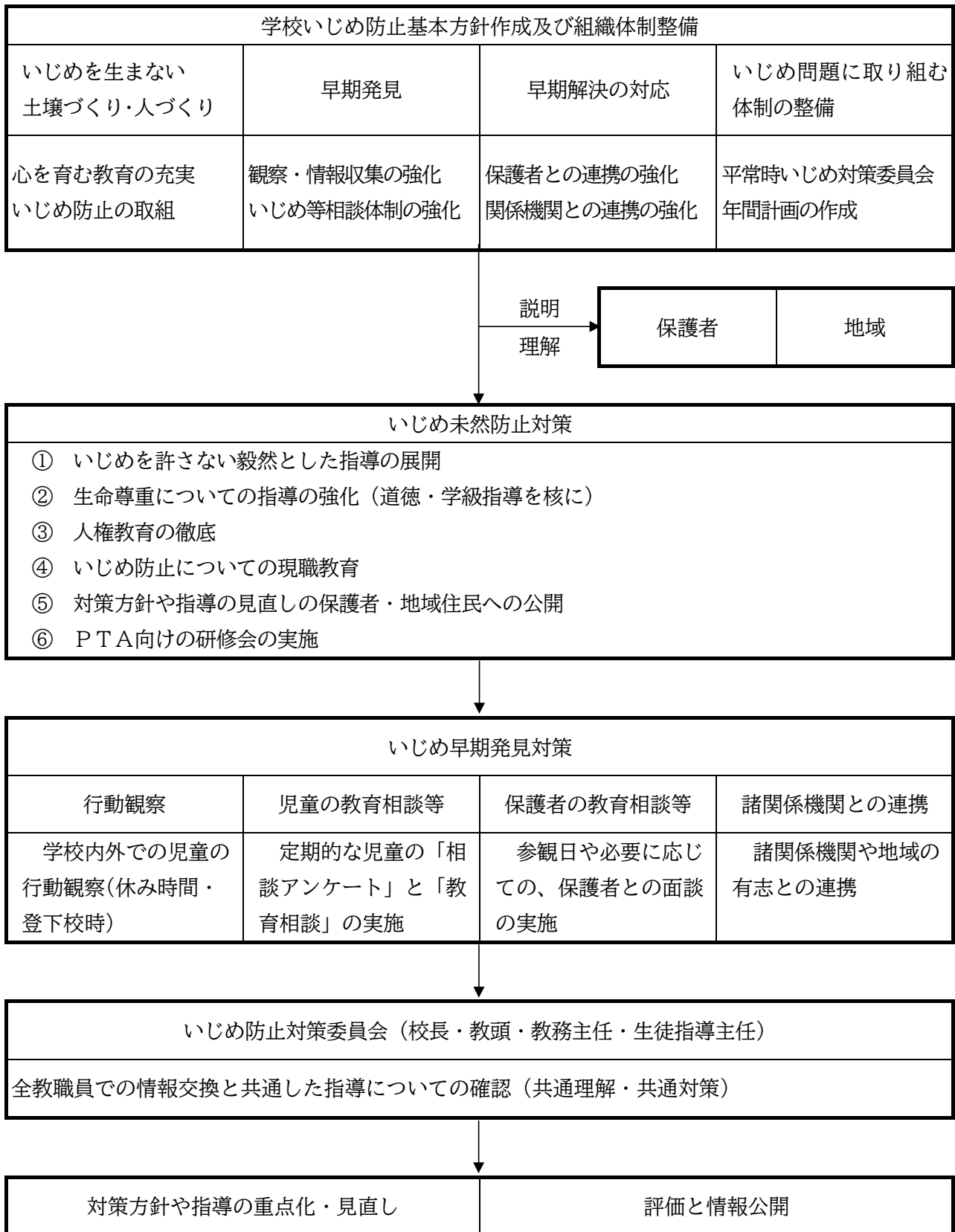
## 2 家庭・地域との連携

① 家庭での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分の子供に関心を持ち、子供の寂しさやストレスに気付くことのできる親になれるよう啓発する。</li> <li>○ダメな時は「叱ることのできる親に」、頑張った時は「褒めることのできる親に」を合い言葉に、意識させる。</li> <li>○父親の存在が大きく影響することを伝え、母親任せにしないで父親も子育てに参加するよう啓発する。</li> <li>○携帯電話等やパソコンを使うルールを、保護者と本人で話し合って決める。</li> </ul>
② 地域での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子供たちを「地域の宝」として育てる意識を持ち、子供たちに地域から守られているという安心感をもたせる。</li> <li>○子供たちと顔見知りになるために、子供たちと出会った時は、挨拶や声かけをお願いする。</li> <li>○公園や遊び場などで、子供が困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていただく。</li> </ul>



【別表 3】

いじめ対応フローチャート(平常時)



## いじめ対応フローチャート（いじめ把握時及び重大事態発生時）

流れ	いじめ把握時	重大事態発生時				
発見・発生	いじめに発展する可能性のある事案の把握・いじめの把握 （日常の観察・アンケート・教育相談、周囲児童の訴え等の情報）	重大事態（事故・事件等）の発生・発見				
報告	1 情報を得た教職員 2 学級担任に報告 3 生徒指導主任に報告 4 校長（教頭）に報告 ※迅速に校長（教頭）に報告	1 情報を得た教職員 2 学級担任に報告 3 生徒指導主任に報告 4 校長（教頭）に報告（順番を問わず迅速に） ↓ 市教育委員会へ報告（至急）				
組織	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>いじめ発生時対策委員会</b>  <b>（緊急いじめ対策委員会）</b> </div> <b>の設置</b> ※校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学級担任、養護教諭	<b>重大事態時対策委員会</b> の設置（調査主体を決定） ※専門的知識及び経験を有する、人間関係・利害関係をもたない第三者を加える				
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">学校の下に調査組織設置</td> <td style="width: 50%;">市教委の下に調査組織設置</td> </tr> <tr> <td>調査結果は市教委へ報告</td> <td>調査結果は市長へ報告</td> </tr> </table>	学校の下に調査組織設置	市教委の下に調査組織設置	調査結果は市教委へ報告	調査結果は市長へ報告
		学校の下に調査組織設置	市教委の下に調査組織設置			
		調査結果は市教委へ報告	調査結果は市長へ報告			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">                     校 長 全ての事案の意思決定                      市 教 委 関わる関係機関への要請                      教 頭 等 対外的窓口・協議会進行                      生徒主任 教職員の動向調整                      各教職員 児童への対応                 </td> <td style="width: 50%;">                     教 育 長 全ての事案の意思決定                      市 教 委 関わる関係機関への要請                      学校教育課長 対外的窓口・協議会進行                      校 長 主体の判断を受けての指示                      教 頭 教職員の動向調整                      生徒主任 校長・教頭の補佐                      各教職員 児童への対応                 </td> </tr> </table>	校 長 全ての事案の意思決定 市 教 委 関わる関係機関への要請 教 頭 等 対外的窓口・協議会進行 生徒主任 教職員の動向調整 各教職員 児童への対応	教 育 長 全ての事案の意思決定 市 教 委 関わる関係機関への要請 学校教育課長 対外的窓口・協議会進行 校 長 主体の判断を受けての指示 教 頭 教職員の動向調整 生徒主任 校長・教頭の補佐 各教職員 児童への対応				
校 長 全ての事案の意思決定 市 教 委 関わる関係機関への要請 教 頭 等 対外的窓口・協議会進行 生徒主任 教職員の動向調整 各教職員 児童への対応	教 育 長 全ての事案の意思決定 市 教 委 関わる関係機関への要請 学校教育課長 対外的窓口・協議会進行 校 長 主体の判断を受けての指示 教 頭 教職員の動向調整 生徒主任 校長・教頭の補佐 各教職員 児童への対応					
確 事 認 実	○報告・共通理解 ○調査方針・調査班編成・迅速な事実確認の把握					
方 針 決 定	○対応方針の決定・対応体制の編成 ○関係児童及び保護者に適切な情報提供 <学校のみで対応> <支援要請の場合> →事後、市教委へ報告 →市教委へ随時報告・助言					
対 応 指 導	全教職員で方針の共通理解（職員会議）					
	被害及び加害児童への対応 周囲児童へ対応 保護者及び関係機関への対応 ※【別表2】参照 ※複数職員での対応と記録	○全教職員・市教委・専門家で情報の共有と対応の確認 ○いじめ解消に向けた対応・拡散防止に向けた対応				
観 経 察 過	○解消継続指導（全教職員で情報の共有化・「報告・連絡・相談」の徹底） ○経過の報告・対応策についての共通理解					
未 再 然 防 止 活 動	問題の背景分析 再発防止の取組 報告書の作成 関係機関との継続的な連携					
収束後も、いじめが繰り返さないように全職員で対応						